

脱法ハーブ

参議院議員
客員相談役
藤井基之



五月六日の午前九時四十分ごろ、大阪市の東心斎橋の路上で、乗用車が一方通行を逆走、パトカーが発見し、あとを追いましたが見失いました。その約一時間後、同市西区で、同じ車によるとみられる二件の当て逃げ事件が発生、さらに車は通行禁止となっていた福島区の商店街のアーケードに侵入、七十八歳と八十二歳の女性をはね負傷させました。

大阪府警は、道交法違反容疑などで塗装工の男を逮捕、自宅を捜索したところ、植物片、粉末や液体、パイプ、たばこの巻き紙などを発見、押収しました。容疑者の男は、「ハーブを吸っていて普通の状況ではなかった」などと供述した、と報道されました。

最近、脱法ハーブが社会問題となっています。脱法ハーブを吸引して、意識モウロウとなったとか、気を失った

とか、七月十九日には同じ大阪で、中学の非常勤講師までが脱法ドラッグを吸って車を運転し、交通事故を起こしました。

脱法ハーブとは一体何でしょうか？

「ハーブ」と言えば、普通、私たちは、ミントやシナモン、ローズマリーなどの香り豊かな「ハーブティー」などを思い出すのですが、今、若者の間に流行する「ハーブ」は、「乱用薬物入りハーブ」です。代表的なものは、乾燥した植物の葉に「合成カンナビノイド」を混ぜ込んだもの。「カンナビノイド」とは、大麻の成分である一連の化学物質をいいます。しかし、脱法ハーブに含まれる合成カンナビノイドは、大麻のカンナビノイドとは少し化学構造が異なり、「大麻取締法には抵触しない。合法ドラッグだ」というのが、「ハーブ」を売っている業者の言い分。

その他、「ハーブ」に混入されている薬物は様々で、覚せい剤に似た化学構造のものなどもあるようです。また、粉末、液剤など形も多様。しかし、成分の化学構造は似ていても、覚せい剤取締法など法律で規制されているものではない、かつ、自分たちは、これを「芳香剤」とか「お香」などとして販売しているのだから、吸ったり、飲んだりするものではないことを明示している、だから、合法だ。

乱用薬物を規制する代表的な法律は、麻薬及び向精神薬取締法（麻向法）、覚せい剤取締法、大麻取締法等があり、厚生労働大臣が、化学物質を特定して麻薬とか覚せい剤に指定して、その製造や販売などについて禁止しています。しかし、指定されている薬物とは、確かに化学構造は似ているが、まだ指定されないうちは、合法だというわけです。

今から7、8年前、合法ハーブならぬ、合法ドラッグ（脱法ドラッグ）の流行が問題となりました。麻向法や覚せい剤取締法に指定されている薬物に似ているけれども、そのものではないから、合法だ、と、ちょうど現在の「脱法ハーブ」と同じように、芳香剤などとして販売され、若者に乱用されました。そこで、薬事法に「指定薬物」制度が設けられました。ある薬物が、「興奮作用、抑制作用、幻覚作用」など人体に悪影響を及ぼす恐れがある作用があると認められた場合は、厚生労働大臣が「指定薬物」に指定し、その製造や販売を規制できる、という制度です。

この制度では、麻向法や覚せい剤取締法よりも手続的に早く指定でき、対応できる、ということで、脱法ドラッグの騒ぎは、いったん収まるかに見えました。ところが、今回の「脱法ハーブ」騒ぎ。ある薬物が「指定薬物」に指定されるや、ほとんど間をおかずに、少しだけ化学構造を変えた薬物が出回る。まさに「イタチゴッコ」の状態になってしまったのです。

こうした「脱法ハーブ」を規制する方法はないのか。指定薬物の指定手続きの迅速化、類似している一連の薬物をグループで指定する、あるいは罰則を強化する、インターネットなどによ

る脱法ハーブの広告規制の強化を図る、など、いろいろ考えられます。

脱法ハーブを吸引して、車を暴走させ、人を殺傷する。大麻樹脂をハシッシュ、英語で「hashish」と呼びますが、昔、若者にハシッシュを吸わせ、敵将の暗殺に送りだしたところから、「hashish」、暗殺者という言葉が生まれたとか。薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、放置すれば国までが亡びかねません。ドラッグ・フリー（薬物乱用のない社会づくり）は、私の重要政策課題の一つ。知恵を絞って、解決策を見つけ出してゆきたいと思っています。

藤井 基之

- 生年月日 昭和22年3月16日
- 選挙区 参議院比例区
- 当選回数 2回
- 出生地 岡山県岡山市
- 趣味 音楽・読書
- 個人ホームページ

<http://www.mfujii.gr.jp/>

- その他 薬学博士・薬剤師
- 私の政治信条
私の政策の柱はA(エイジフリー)B(バリアフリー)D(ドラッグフリー:薬物乱用のない社会)社会創りです。
高齢者も、障害を持つ方も、国民誰もが安心して暮らし、元気で生活を送ることのできる長寿社会を創るために何が必要か、を政治活動の根底においています。

- 活動報告
好きな言葉「昨日の夢は、今日の希望、そして明日の現実」
参院議員厚生労働委員会理事として、食品安全確保のための食品衛生法改正、健康増進法改正、薬事法改正、薬剤師法改正、クリーニング業法改正、国民年金法改正等に関与。

- 経歴
昭和37年 岡山大学教育学部附属中学校卒業
昭和40年 岡山県立岡山操山高等学校卒業
昭和44年 東京大学薬学部薬学科卒業
昭和44年 厚生省入省
平成9年 厚生省退官
平成9年 財団法人ヒューマンサイエンス振興財団 専務理事
平成12年 日本薬剤師連盟 副会長
社団法人日本薬剤師会 常務理事
平成13年 参議院議員(1期目)
平成16年 厚生労働大臣政務官(平成16年9月~平成17年11月)
平成19年 日本薬剤師連盟 顧問
平成22年 参議院議員(2期目)
平成23年 参議院政府開発援助等に関する特別委員会 委員長

- その他
慶應義塾大学薬学部 客員教授
昭和大学薬学部 客員教授
東邦大学薬学部 客員教授
新潟薬科大学 客員教授
京都薬科大学 客員教授
近畿大学薬学部 客員教授
千葉大学薬学部 非常勤講師